

藤 個 審 第 1 号
令和4年10月18日

藤井寺市長 岡田 一樹 様

藤井寺市情報公開・個人情報保護審査会
会長 岡田 春男

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度及び情報
公開制度の見直しに関する意見書

貴職より当審査会に対し、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しにつき藤井寺市個人情報保護条例(平成11年条例第2号)第26条第2項及び藤井寺市情報公開条例(平成11年条例第1号)第16条第2項の規定に基づく意見を求められたので、令和4年9月30日開催の藤井寺市個人情報保護審査会で検討して得た結論を下記のとおり意見書として提出する。

記

事項1 開示手数料の設定について

開示請求に関する手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする市の方向性は、妥当である。

ただし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「改正法」という。)において、手数料は、条例で定めるところによるとされていることから、写しの作成及び送付に要する実費を市長が定める費用とすることについては、合理的な説明ができるようにしておくことが望ましい。

事項2 行政機関等匿名加工情報制度(提案募集)の導入について

行政機関等匿名加工情報制度については、現時点において、藤井寺市という小さな自治体単位で導入する必要性は特に感じられず、また、本制度は、自治体が募集するという形を取りながら、特定企業等の便宜のため運用されるということも懸念されるものである。したがって、今は、他の自治体の運用実績の集積を待つこととし、当該制度の導入を見送るとする市の方向性は、妥当である。

事項3 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について

藤井寺市の従前の個人情報の取扱いにおいて、特に配慮を要した個人情報が改正法の

要配慮個人情報に包摂されていることに鑑みて、市域の特性その他の事情に応じた条例要配慮個人情報については、直ちにはこれを定めず、他の自治体の事例の集積も待って、今後の状況に応じて対応していくことが望まれる。したがって、今回の法施行条例において、条例要配慮個人情報を規定することを見送ることとする市の方向性に異論はない。

事項４ 藤井寺市情報公開条例における非公開情報との調整の必要性について

藤井寺市情報公開条例における「公開してはならない情報」と改正法における「不開示情報」との間に大きな乖離はなく、追加で不開示情報として定めるものが特に認められないことから、今回の法施行条例において、調整規定の必要はないとする市の方向性は、妥当である。

事項５ 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について

現行の藤井寺市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）における「個人情報取扱事務開始届出書」を廃止し、１，０００人以上の個人情報ファイルについては、「個人情報ファイル簿」による運用を行い、作成・公表義務の対象外となる１，０００人未満の個人情報ファイルについては、「一覧表」により管理するものとする市の方向性は、妥当である。

事項６ 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の設定について

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限並びに延長の期限について、改正法に定める期限を短縮し、現行条例の期限に合わせること及び期間計算の方法を初日不算入とすることとする市の方向性は、妥当である。

事項７ 審査会及び審議会のあり方について

個人情報保護審査会、情報公開審査会及び行政不服審査会を行政不服審査法第８１条第１項の機関として統合するものとする市の方向性は、妥当である。

なお、実施機関が必要であると認めるときは、地方自治の本旨に基づき諮問機関たる当該審査会に法令解釈を含む意見等を自由に諮問することは、問題なく、諮問の道を開いておくことが望ましい。

以上